

# 「協働のむらづくり事業」実施要領

## 1. 目的

協働のむらづくり事業は、地域に即した特色のある農業生産基盤の整備と農業集落における生活環境の条件整備を図ることを目的とする。

## 2. 指針

協働のむらづくりは、環境に配慮した農村整備を推進し、農村の自立を促すきっかけとするために、区が自ら発意し、市の技術支援を受けながら、区が施行することを原則とする。

## 3. 施行基準

協働のむらづくりの施行基準は次の通りとする。

- (1) 受益面積が概ね1ha以上であること。
- (2) 受益者が2名以上いること。
- (3) 事業完了後、地元協力金を市に納めること。
- (4) 工事に必要な用地及び借地は区が確保すること。
- (5) 潰れ地等の登記事務は区が行うこと。
- (6) 農道は新設又は改良後の幅員が原則として2.5m以上であること。
- (7) 農道の舗装は舗装幅員が原則として2.0m以上であること。
- (8) 河川区域及び河川保全区域、地すべり及び急傾斜地等の指定区域は対象から除く。  
ただし、河川区域及び河川保全区域を施工する場合、施工前に実施区から河川管理者へ一時使用届出書を提出し、承認を得た区は対象とする。  
※堤外農道へ砕石支給を行う場合も、同様に河川管理者の承認が必要。
- (9) その他市長が特に認めたもの。

## 4. 支援基準等

協働のむらづくりのため、市は予算の範囲内で次のとおり支援を行う。

- (1) 事業に要する建設資材の原材料は、市が支給する。
- (2) 建設重機を使用した場合は、区と協議のうえ市で使用料を支払う。
- (3) 支援する事業費は、単年度につき1区当たり50万円以内とする。
- (4) 市は区と協議のうえ必要と認められる場合、測量設計等の技術援助を行う。

## 5. 安全対策

事業実施区は、安全対策について全責任をもち、施工に際しては作業員全員が傷害保険に加入していなければならない。

また、傷害保険に加入せず、当該事業を実施し事故にあった場合、区の責任とする。

## 6. 地元協力金

市が要した事業費に以下の地元協力金負担率を乗じた金額を地元協力金とする。

事業内容	地元協力金負担率
原材料支給及び重機使用料に要した事業費	5%
農道補修用砕石に要した事業費	20%

## 7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

平成17年4月1日 施行  
平成26年4月1日 一部改正  
令和5年4月1日 一部改正

## 「協働のむらづくり事業」施行要領

### 1. 事業内容

- (1) 複数年の継続事業も可能とする。
- (2) 従来から実施している舗装用生コンクリート支給については、原則一区当り 20 m<sup>3</sup>以内とする。
- (3) 市から支給する建設資材は下記のとおりとする。

ア：生コンクリート各種	イ：アスファルト合材各種
ウ：砕石各種	エ：コンクリート二次製品各種
オ：鉄筋各種	カ：管材各種
キ：木材各種	ク：その他市長が必要と認めた資材

### 2. 施行方法

- (1) 要望区調査
  - ①事業を要望する区は、実施要望書(様式一協1)を提出するものとする。
  - ②農道補修用砕石を要望する区は、支給要望書(様式一協2)を提出するものとする。
  - ③事業を実施する際、用地及び借地が必要な場合は、地権者等の同意書(様式一協3)を添付すること。
- (2) 事業実施区決定  
実施要望書を基に事業審査のうえ、事業実施区を決定し、要望した区の代表者へ4月上旬中に通知する。
- (3) 実施(施工)計画  
市の支援等により、区が計画する。
- (4) 施工方法
  - ①施工は全て実施区で行うこととするが、原材料支給資材の発注は市が行う。
  - ②重機を使用する場合は、実施区が借り上げ、請求により市が支払う。
  - ③支給材料の数量等の確認は、実施区の代表者が責任をもって行う。
- (5) 工事の完成  
実施区においては、施工完了後速やかに下記書類を市へ提出しなければならない。
  - ① 完成報告書(様式一協4)
  - ② 施工写真(施工前、施工中、施工後)
  - ③ 市は完成報告書提出後速やかに区長等の立会いにより工事完成の確認を行う。
- (6) 事業の完了  
市は工事完成確認後、実施区の代表者へ地元協力金の納入を依頼し、実施区からの地元協力金の納入の確認をもって事業の完了とする。

### 附則

平成17年4月1日 施行  
令和5年4月1日 一部改正